



横浜市の地震火災対策

横浜市不燃化推進地域における 建築物の不燃化の推進に関する条例 及び同解説

令和6年版

令和6年 12 月

横 浜 市

目 次

はじめに	3
不燃化推進条例による建築物の防火規制の概要	3
手続について	4
不燃化推進条例の対象地域（不燃化推進地域）	4
不燃化推進条例及び逐条解説	6
第1条（目的）	6
第2条（定義）	6
第3条（市の責務）	6
第4条（建築物の所有者等の責務）	7
第5条（不燃化推進地域の指定）	7
第6条（不燃化推進地域内の建築物）	8
第7条（建築物が不燃化推進地域の内外にわたる場合の措置）	11
第8条（簡易な構造の建築物に対する制限の緩和）	12
第9条（仮設興行場等に対する制限の緩和）	12
第10条（既存建築物に対する制限の緩和）	12
第11条（用途の変更の特例）	14
第12条（手数料）	14
第13条（委任）	14
第14条（罰則）	15
附則	15

はじめに

本条例は、建築物の不燃化の推進のため、不燃化推進地域内における本市及び建築物の所有者等の責務と、建築物の防火規制について定めた条例です。

平成 23 年 3 月の東日本大震災を受け、平成 24 年 10 月に見直した「横浜市地震被害想定」では、火災による焼失棟数が市内で約 77,700 棟と、これまでの想定に比べ大幅に増加しました。これを受け、横浜市では平成 25 年 3 月に「横浜市防災計画 震災対策編」を見直し、火災による被害の軽減に取り組むこととし、その一環として本条例を制定しました。本条例による建築物の防火規制は、地震火災による建築物の延焼の被害が特に大きいと想定される地域において、大地震の際の延焼拡大による被害を減少させることが目的です。

不燃化推進条例による建築物の防火規制の概要

本条例による建築物の防火規制は、平成 27 年 7 月 1 日以降に着工した建築物について適用されます。

本条例により、不燃化推進地域（防火地域を除く。）内の地階を除く階数が 2 以下で、かつ、延べ面積が 500 m²以下の建築物は、耐火建築物、準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止性能を確保することができる建築物のいずれかとすることが必要になります。

不燃化推進地域は防火地域及び準防火地域の一部を指定しているため、不燃化推進地域のうち防火地域を除く区域は、全て準防火地域に指定されています。準防火地域では、本条例の適用前は地階を除く階数が 3 以上又は延べ面積が 500 m²を超える建築物について、耐火性能強化の制限がありますが、本条例により、建築基準法（以下、「法」といいます。）では準耐火建築物などとする事が要求されない規模の建築物についても制限が拡大されます。

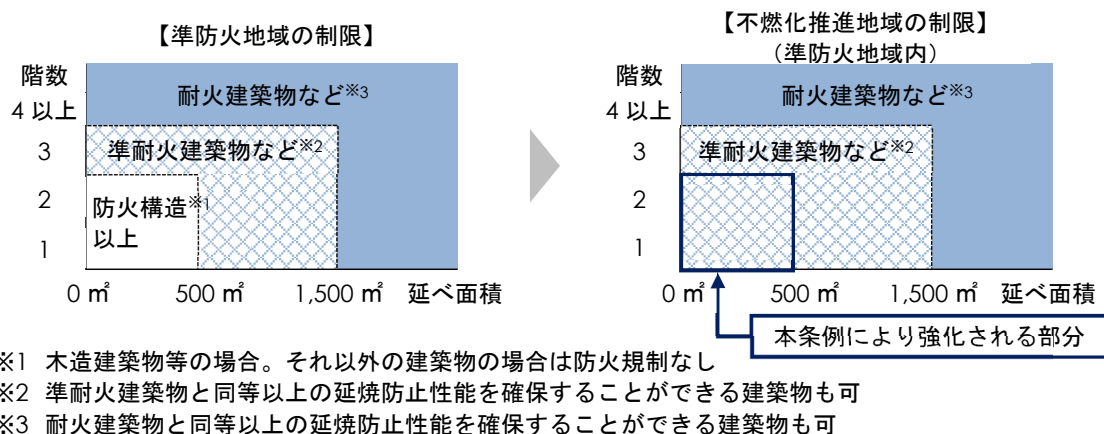


図 1 本条例による制限の強化の対象規模

手続について

本条例（建築物の防火規制）は法第 40 条に基づく条例であり、法に基づく建築確認等の手続において審査・検査を行います。このため、建築物の建築等の際、建築確認申請以外に、別途本条例による手続は必要ありません。ただし、第 6 条第 3 項の規定により市長の許可を受ける際は、建築確認申請の前に、市長への許可申請が必要です。

なお、建築確認申請や第 6 条第 3 項の規定による許可申請の際の申請書類・添付図書は、横浜市建築基準法施行細則（以下、「細則」といいます。）で規定しています。

不燃化推進条例の対象地域（不燃化推進地域）

横浜市告示第 121 号

不燃化推進地域の指定

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成 26 年 12 月横浜市条例第 75 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき不燃化推進地域を別図のとおり指定する。

平成 27 年 2 月 25 日

横浜市長 林 文子

別図（略）

本条例の対象となる不燃化推進地域は、神奈川区、中区、西区、南区及び磯子区の一部（計：約 1,140ha）を指定しています。不燃化推進地域の概ねの位置を示す区域図（参考図）は 5 ページの図 2 や、横浜市行政地図情報提供システム「i-マッピー」に掲載しています。

ただし、これらは参考図ですので、**詳細な区域については、必ず告示図面（告示に掲載した別図）をご確認ください。**告示図面は、都市整備局防災まちづくり推進課ホームページ※及び防災まちづくり推進課の窓口で閲覧できます。

※URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/jishinkasai/area.html>

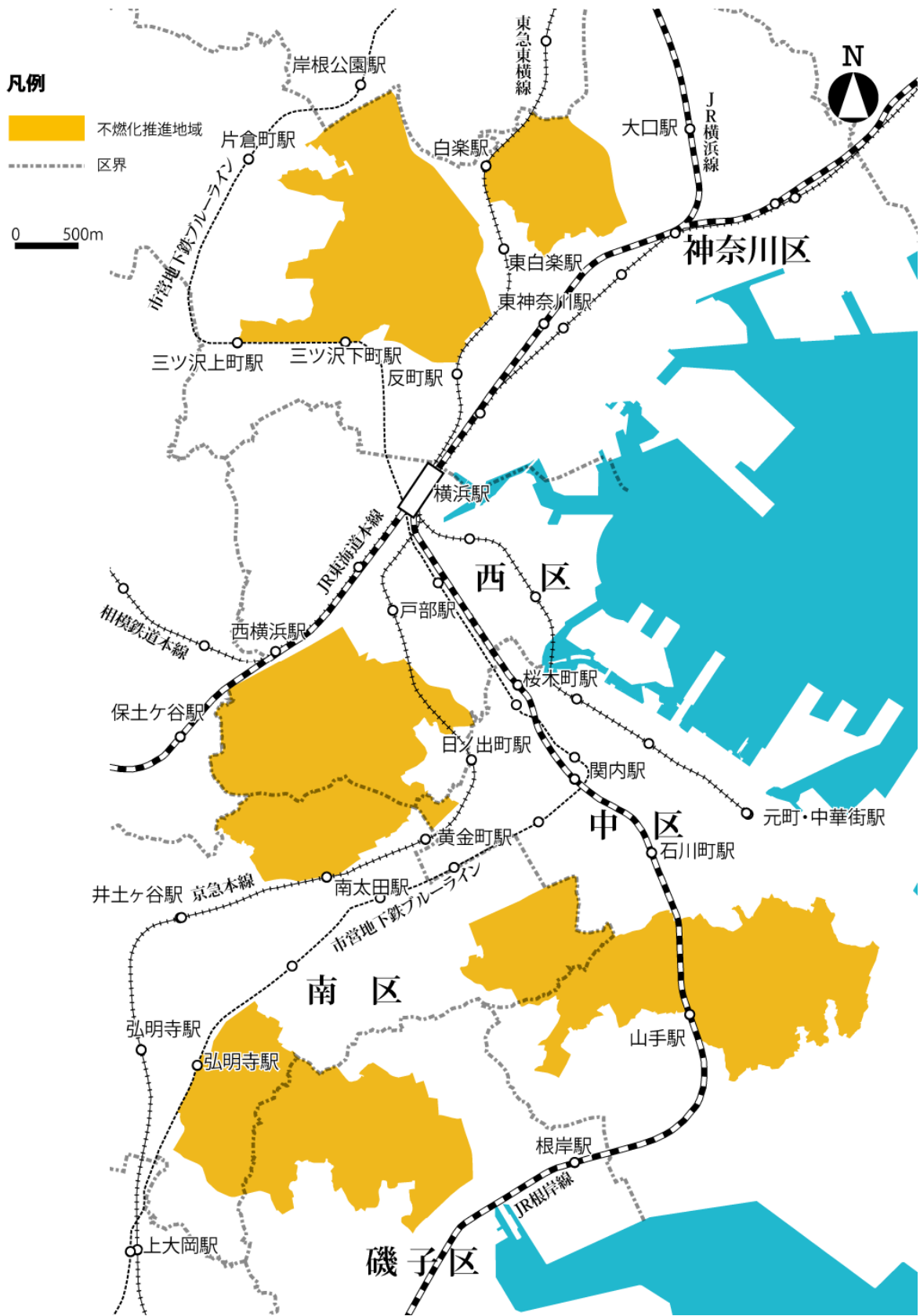


図2 不燃化推進地域（参考図）

不燃化推進条例及び逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進について、横浜市（以下「市」という。）等の責務を明らかにするとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第40条の規定による建築物の制限の付加その他必要な事項を定めることにより、地震火災が発生した場合の不燃化推進地域における延焼により生ずる被害の拡大を防止することを目的とする。

本条例は、不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進のため、本市及び建築物の所有者等の責務と、建築物の防火規制について定めた条例です。

本条例による建築物の防火規制は、不燃化推進地域内では、全ての建築物を原則として準耐火建築物以上の耐火性能とすることを義務付けるものです。具体的には、不燃化推進地域の指定は第5条に、建築物の構造制限は第6条から第11条までに規定しています。違反した場合、法に基づく命令、代執行等の措置が適用されるほか、第14条において50万円以下の罰金に処する旨を規定しています。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の例による。

- (1) 地震火災 地震により発生する火災をいう。
- (2) 建築物の不燃化 地震火災に対する安全性の向上を目的として、建築物の建築、修繕、模様替、除却等の措置を講ずることをいう。
- (3) 不燃化推進地域 第5条第1項の規定により市長が指定した地域をいう。

用語の定義の規定です。本条例の制限は法第40条に基づく規定であるため、用語は法及び建築基準法施行令（以下、「令」といいます。）の例によることとしたほか、本条例独自の用語について定義しています。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の趣旨にのっとり、不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

市の責務の規定です。この条例の趣旨にのっとり、不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する施策を総合的に策定し実施することと、その施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずることを規定しています。

(建築物の所有者等の責務)

第4条 不燃化推進地域内にある建築物の所有者、管理者又は占有者は、建築物の不燃化について理解を深め、自ら積極的に建築物の不燃化を推進するよう努めなければならない。

建築物の所有者等の責務の規定です。本条例により建築物の耐火性能強化の義務が課されるのは、建築物の新築、一定規模以上の増築等を行う場合に限られますが、地震火災による延焼の被害の減少は、個々の建築物を不燃化することによって実現されることから、不燃化推進地域内にある建築物の所有者等に対し、建築物の不燃化について理解を深め、自ら積極的に建築物の不燃化を推進することの努力義務を規定しています。

(不燃化推進地域の指定)

第5条 市長は、地震火災が発生した場合の延焼により建築物に著しい被害が生ずるおそれのある地域で、特に建築物の不燃化を推進する必要があるものを不燃化推進地域として指定することができる。

2 市長は、不燃化推進地域を指定しようとするときは、その旨を公告し、当該地域の指定の案（以下「指定案」という。）を、当該公告の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供するものとする。

3 前項の規定により縦覧に供された指定案に意見を有する者は、同項の縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

4 不燃化推進地域の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

5 市長は、前項の告示と同時期に、第3項の規定により提出された意見及びこれに対する市長の見解を公表するものとする。

不燃化推進地域の指定とその手続に関する規定です。

不燃化推進地域内の建築物の防火規制は、都市計画による防火地域や準防火地域による防火規制と同様に、土地利用等に関し住民等に義務を課し、権利を制限するものなので、不燃化推進地域の指定にあたっては、あらかじめ広く指定案の内容を住民等に知ってもらうとともに、その意見を反映させることが必要です。

このため、都市計画法第17条に規定する都市計画の案の縦覧等に準じ、不燃化推進地域の決定以前において指定案を公告し、公告後2週間一般の縦覧に供し、指定案に意見を有する者が市長に意見書を提出することができることとしたものです。

なお、不燃化推進地域は、本条に基づき、4ページに掲載した告示「不燃化推進地域の指定」（平成27年2月横浜市告示第121号）により指定しています。

(不燃化推進地域内の建築物)

第6条 不燃化推進地域内においては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以下の建築物は、令第136条の2第1号又は第2号に掲げる基準のうち規則で定めるもの(3階以上の階に関する部分を除く。)に適合する建築物としなければならない。ただし、その建築物(規則で定めるものを除く。)の全部又は一部が防火地域内にあるもの(その建築物の一部が防火地域内にあるものが防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- (1) 延べ面積が10平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類する建築物
- (2) 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供するもので、規則で定める構造方法を用いたもの
- (3) 高さ2メートルを超える門又は扉で不燃材料で造り、又は覆われたもの
- (4) 高さ2メートル以下の門又は扉

3 第1項の規定は、市長が建築物の周囲に空地を有する等防火上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。

(令元条例18・令元条例34・一部改正)

(不燃化推進地域内の建築物の構造に関する基準)

細則第24条 不燃化推進条例第6条第1項本文の規則で定める基準は、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第1、第2第1項第1号、第3又は第4第1号イに掲げる構造方法(法第86条の4各号のいずれかに該当する建築物については、外壁開口部設備(政令第136条の2第1号イに規定する外壁開口部設備をいう。以下第26条において同じ。)に関するものを除く。)によることとする。

(防火地域内で制限を受ける建築物)

細則第25条 不燃化推進条例第6条第1項ただし書の規則で定める建築物は、延べ面積が50平方メートル以内の平家建ての附属建築物とする。

(卸売市場の上家等に用いる構造方法)

細則第26条 不燃化推進条例第6条第2項第2号の規則で定める構造方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 主要構造部は、不燃材料で造られたものその他これに類する構造とすること。
- (2) 外壁開口部設備は、20分間防火設備(政令第137条の10第4号に規定する20分間防火設備をいう。)とすること。

■第1項

不燃化推進地域内の建築物の防火規制です。

不燃化推進地域内においては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が500㎡以下の建築物は、令第136条の2第1号又は第2号に掲げる基準のうち規則で定めるものに適合する建築物としなければならないことを規定しています。

令第136条の2第1号又は第2号に掲げる基準のうち規則で定めるものは、細則第24条で「防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号。以下「告示第194号」といいます。）」に掲げる基準としており、具体的には以下の①～④のいずれかとなります。

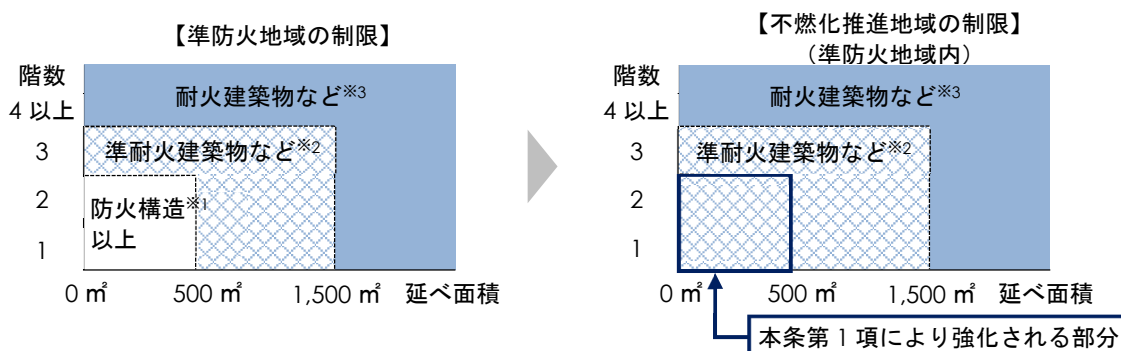
	基準	左記の基準に適合する建築物
①	告示第194号第1	耐火建築物
②	告示第194号第2第1項第1号	耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を確保することができる建築物
③	告示第194号第3	準耐火建築物
④	告示第194号第4第1号イ	準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を確保することができる建築物

上記④については、旧法第62条第1項本文に基づく、延べ面積が500㎡以下で地階を除く階数が3である建築物に関する「外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準」と同様の基準となります。

なお、一団地認定制度又は連担建築物設計制度の認定を受けて建築する建築物で、主要構造部を耐火構造や準耐火構造等としたものについては、外壁開口部設備に関する規定は適用しないこととしています。

□地階を除く階数が3以上の建築物又は延べ面積500㎡を超える建築物について

不燃化推進地域は防火地域及び準防火地域の一部を指定しています。そのため、本条第1項の対象とならない規模の建築物（地階を除く階数が3以上又は延べ面積が500㎡を超えるもの）であっても、法第61条の規定により、耐火建築物や準耐火建築物などとする必要があります。



- ※1 木造建築物等の場合。それ以外の建築物の場合は防火規制なし
- ※2 準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を確保することができる建築物も可
- ※3 耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を確保することができる建築物も可

図3 第6条第1項と法第61条の適用関係

□第1項ただし書（建築物の全部又は一部が防火地域内にある場合）

第1項ただし書は、建築物の全部又は一部が防火地域内にある建築物については、法第65条第2項の規定により防火地域内の建築物の制限が適用されるため、本条を適用除外とする規定です。ただし、細則第25条に定める「延べ面積が50㎡以内の平家建ての附属建築物」については、その全部又は一部が防火地域内にある場合でも適用除外となりません。

また、建築物の一部が防火地域内にあるものが防火地域外において防火壁で区画されている場合は、法第 65 条第 2 項ただし書の規定により防火壁外の部分は準防火地域内の制限が適用されるため、当該部分については本条を適用することとしています。

なお、建築物が防火地域・不燃化推進地域の内外にわたる場合についての規定の詳細は、第 7 条解説（11 ページ）を参照してください。

■第 2 項

規模・用途による適用除外の規定です。

第 1 号は、延べ面積が 10 ㎡以内の物置、納屋その他これらに類するものを適用除外とする規定です。「その他これらに類するもの」の判断は、法第 22 条ただし書の例によります。

第 2 号は、告示第 194 号第 2 第 1 項第 2 号に相当し、不燃材料等で造られ、外壁開口部設備が 20 分間防火設備である卸売市場の上家等を適用除外とする規定です。

第 3 号は、高さ 2m を超える門又は扉で不燃材料で造り、又は覆われたものを適用除外とする規定です。なお、令第 136 条の 2 第 5 号に規定する高さ 2m を超える門又は扉の構造（延焼防止上支障のない構造）とは異なりますので注意が必要です。

また、第 1 項ただし書と同様、「延べ面積が 50 ㎡以内の平家建ての附属建築物」については適用除外としていないため、本条第 1 項の規定が適用されますので注意が必要です。

■第 3 項

市長の許可に係る規定です。

許可基準は以下のように定めています。

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例 第 6 条第 3 項の規定に基づく許可基準

1 趣旨

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成 26 年 12 月横浜市条例第 75 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、市長が建築物の周囲に空地を有する等防火上支障がないと認めて許可するにあたっての基準を次のとおり定める。

2 適用対象及び許可条件

次のいずれかに該当する建築物について、許可を行うものとする。

(1) 当該建築物が次のア及びイに該当するもの

ア 外壁及び軒裏が防火構造であること。

イ 外壁面から、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の他の建築物の外壁面までの距離が、10m を超えていること。ただし、当該建築物の外壁が、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面その他これらに類するものに面する部分については、この限りでない。

(2) 火災時において準耐火建築物と同等以上の性能が確保できるための設備等が有効に設けられているもの

【設備等の設置例】

放水銃、ドレンチャー設備の設置により外部からの火を最低 45 分間防ぎ、かつ、スプリンクラー設備の設置等により他の部屋及び外部へ最低 45 分間は燃え広がらない対策を行う。

附 則

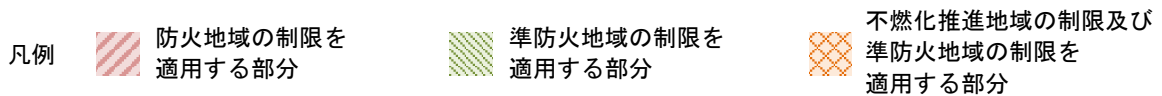
この基準は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

(建築物が不燃化推進地域の内外にわたる場合の措置)

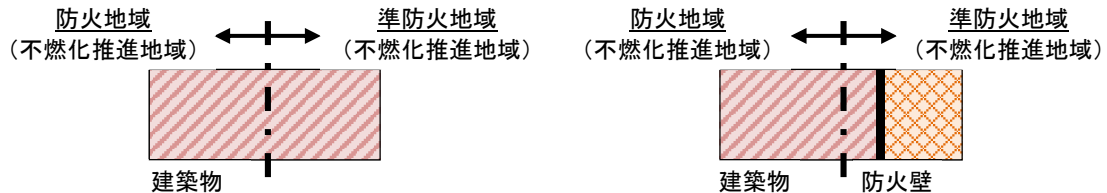
第7条 建築物が不燃化推進地域の内外にわたる場合においては、その全部について不燃化推進地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、その建築物が不燃化推進地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。

建築物が不燃化推進地域の内外にわたる場合、法第65条の考え方にならい、原則として建築物全体について第6条第1項の規定を適用します。ただし、不燃化推進地域外において防火壁で区画されている場合は、防火壁外については適用除外となります。

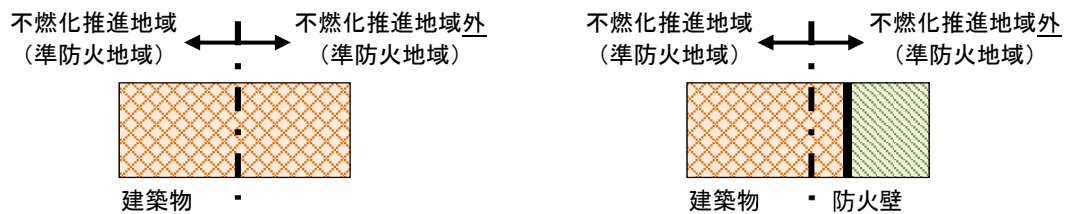
第6条第1項ただし書、本条及び法第65条を組み合わせ、建築物が防火地域・不燃化推進地域の内外にわたる場合は、次のように制限を適用します。



□不燃化推進地域内で、防火地域及び準防火地域にわたる場合



□準防火地域内で、不燃化推進地域の内外にわたる場合



(簡易な構造の建築物に対する制限の緩和)

第8条 法第84条の2に規定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分で、令第136条の10に定める基準に適合するものについては、第6条第1項の規定は、適用しない。

法第84条の2と同様に、簡易な構造の建築物に対する特例を規定しています。

(仮設興行場等に対する制限の緩和)

第9条 法第85条第6項及び第7項に規定する仮設興行場等については、第6条第1項の規定は、適用しない。

(平30条例51・令4条例18・一部改正)

法第85条第6項及び第7項の規定による仮設興行場等について、条例の制限も緩和する旨の規定です。

仮設興行場等とは、法第85条第6項に規定する「仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物」をいいます。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第10条 法第3条第2項の規定により第6条第1項の規定の適用を受けない建築物(木造の建築物にあっては、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分が防火構造のものに限る。)について次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第6条第1項の規定は、適用しない。

(1) 工事の着手が基準時(法第3条第2項の規定により第6条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第6条第1項の規定(同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この号において同じ。)以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計(当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計をいう。)は、50平方メートルを超えず、かつ、基準時における当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと。

(2) 増築又は改築後における階数が2以下であること。

(3) 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

2 法第86条第1項若しくは第2項の規定により認定を受け、同条第8項の規定により公告され、又は法第86条の2第1項の規定により認定を受け、同条第6項の規定により公告された建築物については、前項の規定を適用する場合においては、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

3 法第3条第2項の規定により第6条第1項の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第6条第1項の規定は、適用しない。

(令元条例34・旧第11条繰上)

既存不適格建築物への増築等に対する制限の緩和の規定です。なお、別棟増築の場合は本条の緩和は適用されません。

■第1項

既存不適格建築物の増築・改築に係る規定です。令第137条の10（防火地域関係）、令第137条の11（準防火地域関係）とは規定内容が異なりますので注意が必要です。

表1 既存不適格建築物の増築又は改築の際の緩和規定の比較

	防火地域の制限 (令第137条の10)	準防火地域の制限 (令第137条の11)	不燃化推進地域の制限 (条例第10条第1項)
既存部分	木造建築物の場合、 外壁及び軒裏が防火構造		木造建築物の場合、外壁及び軒裏の延焼のおそれのある部分が防火構造
基準時以後の増改築部分の延べ面積	50㎡を超えず、かつ、基準時の当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと	50㎡を超えないこと	50㎡を超えず、かつ、基準時の当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと
増改築後の階数	2以下		
増改築後の延べ面積	500㎡を超えないこと	—	— (増改築により500㎡を超える場合、法第61条の規定が適用されます)
増改築部分	外壁及び軒裏が防火構造		

なお、本条第1項は、増改築後も階数が2以下かつ延べ面積が500㎡以下となる建築物についての緩和規定です。このため、階数が2以下かつ延べ面積が500㎡以下となる建築物が、増改築によって地階を除く階数が3以上又は延べ面積が500㎡超となる場合、条例第6条第1項の規定は適用されませんが、新たに法第61条の規定が適用され、制限の緩和はありません。

■第2項

一団地認定制度又は既存建築物を含めた連担建築物設計制度によって認定を受けた建築物については、第1項の規定の適用について、一の敷地とみなす規定です。具体的には、第1項本文の「外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分」の検討について、一の敷地とみなす規定を適用します。

■第3項

令第137条の12第2項と同様、既存不適格建築物に対する大規模の修繕又は大規模の模様替については、第6条第1項を適用しないことを規定しています。

(用途の変更の特例)

第 11 条 法第 3 条第 2 項の規定により第 6 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、法第 87 条第 3 項の規定にかかわらず、第 6 条第 1 項の規定は、準用しない。
(令元条例 34・旧第 12 条繰上)

既存不適格建築物の用途変更に対する特例規定です。法第 87 条第 3 項では、既存不適格建築物の用途変更の際に準用する規定として「法第 40 条に基づく条例」も挙げていますが、本条例第 6 条第 1 項の規定については、準用しないことを規定しています。

(手数料)

第 12 条 第 6 条第 3 項の規定に基づく許可を受けようとする者は、申請の際、1 件につき 27,000 円の手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(令元条例 34・旧第 13 条繰上)

第 6 条第 3 項に基づく許可の申請手数料の規定です。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
(令元条例 34・旧第 14 条繰上)

市長への委任規定です。

なお、建築確認申請や第 6 条第 3 項の規定による許可申請の際の申請書類・添付図書は、細則で規定しています。

(罰則)

第 14 条 第 6 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物の工事施工者）は、500,000 円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前 2 項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第 1 項の刑を科する。

(令元条例 34・旧第 15 条繰上)

違反者に対する罰則規定です。

なお、本条例第 6 条は法第 40 条に基づく規定であり、第 6 条に違反した建築物については、本条の罰則規定のほか、法に規定する違反建築物に対する措置等も適用されます。

附 則（平成 26 年 12 月条例第 75 号）

この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条から第 5 条まで及び第 14 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月条例第 51 号）（抄）

(施行期日)

1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）第 1 条の規定の施行の日から施行する。(※ 1)

附 則（令和元年 6 月条例第 12 号）

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。(※ 2)

附 則（令和元年 6 月条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。(※ 3)

附 則（令和元年 10 月条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。(※ 4)

附 則（令和 4 年 5 月条例第 18 号）

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（※5）

- ※1 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）第1条の規定の施行の日は、平成30年9月25日です。
- ※2 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日は、令和元年6月25日です。
- ※3 公布の日は、令和元年6月25日です。
- ※4 公布の日は、令和元年10月4日です。
- ※5 公布の日は、令和4年5月31日です。